

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 9 日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新型インフルエンザ等特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 32 条第 3 項に基づき、宮城県及び岡山県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている 9 月 12 日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県に変更するとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 3 年 9 月 30 日まで延長することとされました。

また、重点措置区域については、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている 9 月 12 日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示が行われるとともに、特措法第 31 条の 4 第 3 項に基づき、9 月 13 日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた宮城県及び岡山県を追加する変更を行い、また、これらの都道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和 3 年 9 月 13 日から令和 3 年 9 月 30 日までの 18 日間とし、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和 3 年 9 月 30 日まで延長する旨の公示が行われました。

さらに、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙 1、2 及び 3 のとおりお知らせします。

加えて、本日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部において配布された「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」（別紙4）及び「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」（別紙5）をご参考までにお送りします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

（別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

（別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日（令和3年9月9日変更）

（別紙4）ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方

（別紙5）新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 高橋・徳永・藤代・岡田・鈴木・矢部・寺井・西中

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp